

第 493 回岡山地方最低賃金審議会資料一覧

資 料 目 次

- 1 異議申出書 資料No. 1
 - (1) 「岡山県最低賃金」の改正に関する異議申立書
(労働組合岡山マスカットユニオン)
 - (2) 2021 年度岡山地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出
(岡山県労働組合会議)
 - (3) 2021 年度岡山地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出
(生協労組おかやま 定時職員部会)
 - (4) 2021 年度岡山地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出
(岡山地域労働組合)
- 2 令和 3 年度 地域別最低賃金答申状況 資料No. 2

岡山労働局長 内田敏之 殿

2021年8月23日

「岡山県最低賃金」の改正に関する異議申立書

岡山市北区岩田町 6-11

090-4693-4984

労働組合 岡山マスカットユニオン

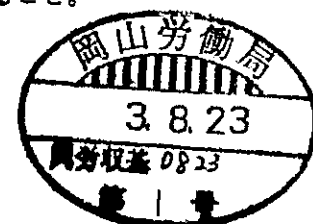
執行委員長

2021年8月6日、岡山地方最低賃金審議会は、7月16日の中央最低賃金審議会の答申である「時給28円引き上げ」と全く同じ額の「答申」を、「本審」を省略し提出しました（時給834円⇒862円）。

その3パーセント程度の「引き上げ」では、総体としての資本が「労働時間」のごまかし延長などの労働強化、さらに、物価引き上げによって簡単に取り戻してしまえる額です。そもそも、現在の最低賃金の水準では、労働者は生活できません。

私たちは、あくまでも「最低賃金時給1500円以上」を要求し、岡山労働局長に対して、以下のとおり異議を申し立てます。

- 1:早急に最低賃金時給「1500円」以上とすること。且つその金額が、税および社会保険料などの公課を控除してもなお「1200円」以上であること。
- 2:いわゆる「非正規」雇用、短期雇用、臨時雇用、日雇といった、雇用の不安定な労働者については、労働時間を短く抑えられていることが多く、社会保険なども整備されていないことが多いので、生活安定のため早急に最低賃金を1よりも大幅に高い水準とすること。
- 3:コロナ禍によって雇用、収入の低減した労働者、岡山県内に避難してきている東日本大震災被災者および、西日本大水害等によって生活基盤を破壊された大規模被災者等については、期間の定めのない直接雇用をされるまでの間、雇用促進補助制度の導入と併せ、最低賃金を1よりも大幅に高い水準とする措置を行うこと。
- 4:最低賃金審議会で為された議論については、早急に、専門部会も含めた審議の全面公開、公聴会の開催、議事録の全面公開など、開かれた運営方法に改める措置を早急に実現すること。
- 5:審議会の「本審」省略を行わず、十分に手間と時間をかけた審議を行うこと。
- 6:「ワーキングプア」とよばれる層の労働者と関わる機会が比較的多い合同・一般労組の代表者を、労働者代表委員に選任・補任する措置を早急に実現すること。



7：各地方最低賃金審議会の開催の事実、予定および、意見書提出、意見陳述、傍聴、異議申立書提出の機会などを、地方新聞も含む新聞、マスコミに広告を出すこと等により、広く市民に広報すること。

8：できるだけ早く、1から6の方向で（最低賃金の水準維持を目的とした助成金制度等の創設と一体で）全国全産業一律の新しい最低賃金制を確立するように、厚生労働省および中央最低賃金審議会に要請すること。

理由

1：憲法25条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」とは、労働者がただ単に「飢えて死ななない」最低限度であればよいのではなく、家族や友人と「ささやかなぜいたく」を楽しむことのできる生活基盤としての賃金が保障されるということである。

2：多くの労働者が、コロナ禍、外注化・「非正規」職化、リーマン・ショック以後の世界大不況、東日本大震災に伴う震災解雇などによって不安定な立場になりつつあるなか、現在の最低賃金の水準ではとうてい安心して暮らすことができず、（現行の）最低賃金を上回っていても「最低限度の生活」はできないのが社会の実情であること。

3：企業に対しては既に様々な助成金制度があるのに、最低賃金の底上げの為の実効性ある制度は現在存在していないこと。

4：最低賃金の水準が低いままに抑え込まれていることが、年金・保険制度の空洞化、崩壊状態につながっていること。

5：今日、賃金は上昇しているようにも言われているが、「正規雇用」の数は多くなく、派遣か契約社員などの「非正規」雇用が多い。最低賃金ギリギリの賃金は「非正規」雇用の労働者に適用されることが多く、当事者の生活の安定をはかるには大幅な最低賃金の底上げが絶対的に必要であること。

6：「最低賃金1500円」の要求は、既に幾つかの団体が行っているにもかかわらず、（労働者代表に任命される委員は大労組出身者が殆どであり）肝腎の当事者である「ワーキングプア」とよばれる層の労働者が、審議会の議論においては実質的に「蚊帳の外」に置かれたままであるのは、完全に不正、不当であること。

岡山労働局長
内田敏之 様

2021年8月23日
岡山県労働組
議長

2021年度岡山地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出

岡山地方最低賃金審議会は8月6日、2021年度最低賃金について「28円」とする答申を決定しました。昨年の改定額が1円であったことを考慮すると、岡山県労働組合会議の見解と比較すると不十分な結果とはいえ、関係審議委員の皆様のご努力に深く敬意を表します。私たち岡山県労働組合会議は、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要だと考えます。本年の答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり、承服することはできません。

以下にその理由を述べます。

① 労働者の生活と地域経済が悪化する

最低賃金法第9条3項は「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」としています。この点から最低賃金額は、「8時間働けば、健康で文化的な最低限の生活ができる水準」でなければいけないこととなります。

862円という答申通りの改定がされたとすると、月収14万9千円程度（月173.8時間労働）、年収は約179万円であり、人ひとりがまともな生活を営むことは不可能な水準です。

コロナ後を見据え、経済回復を図っていくためには、国内総生産6割近くを占める個人消費の拡大を経済政策の基調に据える必要があります。最低賃金改定の凍結や抑制をすることは、経済に対する負の効果しかもたらしません。消費を向上させるためにも、最低賃金を大幅に引き上げ、労働者全体の賃金底上げをすることが経済回復には最も効果的です。

現在直面している経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、消費税の引き上げなどによる個人消費の落ち込みから始まっています。現在の経済を活性化するには、国民の消費購買力を向上させること以外に道はありません。また、低すぎる最低賃金が労働者全体の賃上げを抑制し、貧困と格差を固定化するよう作用しています。コロナ危機から労働者の生活を守り、経済回復を実現するためにも最低賃金を今すぐ1,600円以上に引き上げてください。

② 生計費原則に基づいた最賃改定を

岡山県労働組合会議が昨年とりくんだ最低生計費試算調査の結果、若者単身世帯の場合、



男性は月額248,511円、女性は月額254,812円（ともに税・社会保険料込み。年収にして約300万円）が必要であることが分かりました。この金額を、ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間（月150時間）で時間給換算すると、男性で1,657円、女性で1,699円となります。以上から、岡山の普通で生活するには時間給にして1,657円以上必要であると結論付けることができます。今回の改定額と比較すると795円もの差が生じています。

今回はランクに関わらず一律で28円の改定目安額が示されましたが、地域間格差は一向に解消されていません。今から8時間働けばともに生活できるだけの賃金条件を整備しておかなければ、コロナ終息後、岡山県よりも生活のしやすい地域への人口流出を加速させることとなります。

生計費原則に則り審議をやり直し、最低賃金を1600円以上に引き上げることを求めます。

③ 公正な審議がされていない

最低賃金審議会の本審は全て傍聴できますが、専門部会は第1回目しか傍聴できません。

中央最低賃金審議会運営規定の第6条に「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる」と定められています。

専門部会の議論の過程で、「個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される」事態があるとは考えられません。審議会の中では、「忌憚のない意見を出してもらうため」と説明されますが、この説明からすると、公開にされた場合は意見が言えないと読み取ることができ、正常な議論がされているのか疑問が生じます。審議会・専門部会委員に任命されるということは公務に準ずる公共性や公益性があるため、問題のある発言は許されない立場にあるはずで、それにも関わらず、非公開にする理由が全く理解できません。

審議経過がまったく見えないなら最低賃金に対する社会的不信は高まります。このような不公正な審議によって決められた引き上げ額を認めることはできません。異議に関する審議会も含めて、すべての審議過程を公開することを強く求めます。

おわりに

岡山県労働組合会議は、今回の改定額に抗議し、改めて最低賃金を全国一律で1,500円以上に引き上げるよう求めます。最低賃金はすべての労働者の賃金と生活にかかわり、地域経済の行方を左右する重要な施策です。コロナ禍でその重要性がますます高まっています。労働者の生活の安定、経済の健全な発展に寄与する最低賃金の引き上げ答申をお願いします。

以上

2021年8月23日

岡山労働局長
内田 敏之 様

生協労組おか
定時職員部会事務局次長
岡山市南区藤田 564
電話 086-296-5

2021年度岡山地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出

貴職が労働者の生活向上と働くルールを守るための労働行政にご奮闘されていることに敬意を表します。

今回の最賃改定にあたり、中央最賃審議会が「全国一律28円」の答申を出し、岡山地方最低賃金審議会で「28円」とする目安通りの答申を決定しました。しかし昨年の引き上げは1円にとどまっていることを考慮すると、28円の引き上げでは1000円にも届かず地域間格差も是正されません。今回の改定額では不十分であると考え、審議のやり直しを求めます。

① 暮せない最低賃金が全く解消されていない

今や全労働者の4割を占める非正規労働者の多くは最低賃金に抵触しない程度の低時給で働いています。最低賃金の引き上げで全労働者の25%の賃金に影響を与えとも言われています。生活費確保のために非正規のなかまはダブルワークやトリプルワークをせざるを得ない実態です。非正規労働者にも世帯主が多く存在し、夫婦共に非正規労働者の割合も高くなっています。親の低賃金が子どもの暮らしにも影を落としており、7人に1人と言われる子どもの貧困の原因にもなっています。親だけの収入では賄えず子どものアルバイト収入が欠かせない、大学生の多くは家から通える大学の選択など、背景には親の経済的状況があります。

先進国の中でも日本の賃金は低く、労働者の生活実態に合っていません。経済協力機構(OECD)が発表している2019年平均賃金の国際ランキングで、日本は35ヶ国中24位と報じられました。欧米を中心にコロナ禍でも最賃を引き上げていることと比べても日本の最低賃金の引き上げは遅々として進みません。そのことにより、労働者全体の賃金引上げと購買力にブレーキがかかっていると言えるでしょう。

低賃金化を食い止めるためにもこの水準の引き上げでは納得できません。憲法の保障する健康で文化的な暮らしには程遠い状況です。最低賃金は「賃金の最低額」を保証するためのものであり、当然その金額でまともな暮らしができるものでなければなりません。人間らしい暮らしのためには8時間働けば暮らしていける水準にまで最賃を引き上げることが必要です。

憲法25条の生存権、労働基準法第1条の人たるに値する生活保障や、最低賃金法第1条の賃金の最低額保障の原則に則った審議のやり直しを求めます。



② 全国どこでくらしても生活費は変わらない

同じ系列のコンビニで働く労働者はどこの地域でも同じ業務に従事していますが、地域により賃金格差が生じています。賃金の地域間格差は地方から都市部への人口流出をもたらします。地域別最低賃金を人口動態調査と重ね合わせてみると、地域間格差が最低賃金の低い地域から高い地域へ流出させ、このことが地域経済を疲弊させる一因にもなっていることが見てとれます。

全労連が全国 22 都市で「最低生計費試算調査」を実施した結果、全国どこでも生活には月額 22～24 万円（時給 1,500 円以上）が必要となっており、大きな格差は存在しません。東京に比べ家賃が低い地方でも車が必需品で維持費が必要だったり、冬の暖房費がかさんだり全国のどこで暮らしても生活にかかる費用はほぼ同じという調査結果になりました。

今年“最低賃金体験”に取り組んだ岡山県労会議のなかまの感想から「毎月の通院を 1 週間遅らせた。血液検査も先送りしようかと悩んだ」と最賃では通院を我慢する暮らしです。地方でも 8 時間働けば普通の暮らしができることが必要です。最低賃金を 1000 円以上に引き上げることがを前提に審議をやり直してください。

③ コロナ禍だからこそ最低賃金の大幅アップが必要です

世界中に蔓延している新型コロナウイルス感染の中で、エッセンシャルワーカーと言われる生活に欠かせない労働が私たちの暮らしを守っています。その労働者の多くが女性で非正規労働者であることが注目され、労働条件の改善を求める声が SNS 上でも広がっています。海外では、コロナ禍であっても最低賃金をイギリスは 20 年 4 月に 8.72 ポンド（1330 円）ドイツは 21 年 1 月に 9.50 ユーロ（1233 円）に引き上げています。

最低賃金の引き上げで国民の健康と暮らしを守り、国内需要を活性化させる政策が求められています。金額の低さに異議を申立て、1000 円以上に引き上げることを求めます。

④ 県民・労働者の知る権利が侵害されている

私たちは全ての審議を完全に公開することを求めてきました。審議の公開・透明化は民主主義社会においては当然のことです。働く者の生活に重大な影響を与える賃金に関することが、密室でなければ議論できない特別の事情があるとは思えません。実際、鳥取地方最低賃金審議会ではすべての審議が公開され、公開することで何らかの不都合が生じているということは耳にしています。審議が公開されなければ、異議申し立ての根拠も不明確であると考えます。

審議会・労働者委員は県労会議が推薦する候補者は毎年排除されています。明確な任命基準が示されていない以上、労働組合間差別が行われているとしか考えられません。このような状況で決められた引上げ額を受け入れることはできません。速やかな審議のやり直しをお願いします。

以上

2021年8月11日

岡山労働局長
内田敏之 様

岡山県岡山市北区春日
岡山地域労働組合
執行委員長

2021年度岡山地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出

岡山地方最低賃金審議会は8月6日、2021年度最低賃金について「28円」とする答申を決定しました。昨年の改定額が1円であったことを考慮すると、不十分な結果とはいえ、関係審議委員の皆様のご努力に敬意を表します。岡山地域労働組合は、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要だと考えます。本年の答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり、承服することはできません。

[理由]

最低賃金法第9条3項は「労働者の生計費を考慮するに当っては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」としています。この点から最低賃金額は、「8時間働けば、健康で文化的な最低限の生活ができる水準」でなければいけないことになります。

862円という答申通りの改定がされたとすると、月収14万9千円程度（月173.8時間労働）、年収は約179万円であり、人ひとりがまともな生活を営むことは不可能な水準です。

また、低すぎる最低賃金が労働者全体の賃上げを抑制し、貧困と格差を固定化するよう作用しています。コロナ危機から労働者の生活を守り、経済回復を実現するためにも最低賃金を今すぐ1,500円以上に引き上げてください。

最低賃金はすべての労働者の賃金と生活にかかわり、地域経済の行方を左右する重要な施策です。コロナ禍でその重要性がいっそう高まっています。労働者の生活の安定、経済の健全な発展に寄与する最低賃金の引き上げ答申をお願いします。

以上



令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日
北海道	C	28	889 (861)	28		2021年 10月1日
青森	D	28	822 (793)	29	+1	2021年 10月6日
岩手	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
宮城	C	28	853 (825)	28		2021年 10月1日
秋田	D	28	822 (792)	30	+2	2021年 10月1日
山形	D	28	822 (793)	29	+1	2021年 10月2日
福島	D	28	828 (800)	28		2021年 10月1日
茨城	B	28	879 (851)	28		2021年 10月1日
栃木	B	28	882 (854)	28		2021年 10月1日
群馬	C	28	865 (837)	28		2021年 10月2日
埼玉	A	28	956 (928)	28		2021年 10月1日
千葉	A	28	953 (925)	28		2021年 10月1日
東京	A	28	1041 (1013)	28		2021年 10月1日
神奈川	A	28	1040 (1012)	28		2021年 10月1日
新潟	C	28	859 (831)	28		2021年 10月1日
富山	B	28	877 (849)	28		2021年 10月1日
石川	C	28	861 (833)	28		2021年 10月7日
福井	C	28	858 (830)	28		2021年 10月1日
山梨	B	28	866 (838)	28		2021年 10月1日
長野	B	28	877 (849)	28		2021年 10月1日
岐阜	C	28	880 (852)	28		2021年 10月1日
静岡	B	28	913 (885)	28		2021年 10月2日
愛知	A	28	955 (927)	28		2021年 10月1日
三重	B	28	902 (874)	28		2021年 10月1日
滋賀	B	28	896 (868)	28		2021年 10月1日
京都	B	28	937 (909)	28		2021年 10月1日
大阪	A	28	992 (964)	28		2021年 10月1日
兵庫	B	28	928 (900)	28		2021年 10月1日
奈良	C	28	866 (838)	28		2021年 10月1日
和歌山	C	28	859 (831)	28		2021年 10月1日
鳥取	D	28	821 (792)	29	+1	2021年 10月6日
島根	D	28	824 (792)	32	+4	2021年 10月2日
岡山	C	28	862 (834)	28		2021年 10月2日
広島	B	28	899 (871)	28		2021年 10月1日
山口	C	28	857 (829)	28		2021年 10月1日
徳島	C	28	824 (796)	28		2021年 10月1日
香川	C	28	848 (820)	28		2021年 10月1日
愛媛	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日
高知	D	28	820 (792)	28		2021年 10月2日
福岡	C	28	870 (842)	28		2021年 10月1日
佐賀	D	28	821 (792)	29	+1	2021年 10月6日
長崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
熊本	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日
大分	D	28	822 (792)	30	+2	2021年 10月6日
宮崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月6日
鹿児島	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
沖縄	D	28	820 (792)	28		2021年 10月8日
全国加重平均			930 (902)	28		-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

